

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、輪転機のサブオペレーターとして、印刷業務に従事していた。

請求人によれば、職場において日常的に過剰な労働や無理なノルマ等を課せられたり、上司からの暴言、ミスがあると社長に謝りに行くことを強要されたり、休日の呼び出しを断ると後日出勤した際に怒鳴られるというパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）が続き、憂うつ感・倦怠感・疲労感等から何もできず、仕事に対するプレッシャーや不安から、食事することもできなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「適応障害」と診断され、同年〇月〇日、D医院に受診し、「気分障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、請求人は、平成〇年〇月〇日、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したが、その後、一旦寛解し、平成〇年〇月〇日、再度「F43.2 適応障害」を発病したものと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解に照らし、同医師の意見を妥当なものと判断するところ、本件処分に係る休業補償給付の請求期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までであることから、平成〇年〇月〇日に発病した「適応障害」（以下「本件疾病」という。）に係る業務起因性について、以下検討する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極

度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人及び再審査請求代理人は、評価期間における業務による出来事として、①会社の上司が請求人に対し、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の2回にわたり、休日出勤を執拗に求める電話を行っており、かかる行為は業務指導の範囲を逸脱したものであること、②平成〇年〇月頃、業務により「左肩腱板損傷」を負ったこと、及び、③月80時間以上の長時間労働があったことを主張するところ、以下検討する。

ア 上記①の主張について

請求人は、平成〇年〇月〇日のFからの電話呼出しに関して、Fから、「印刷されていたチラシが汚れている」というトラブルがあったため、「明日、その汚れたチラシの拭き取り作業に来い。」という呼びだしを受けた旨述べており、Fも、同日の請求人との電話でのやりとりで記憶しているのは、「私から『印刷トラブルという案件が出ている』ことを説明し、『事情を確認する必要があるので入社するように』という指示を出したところ、請求人は『家の事情か何かで)行けない』と回答されたことです。請求人からは、ただ『行けない』と言われましたので、私としては『副工場長へ説明できないので、出てきてもらわないと困る』という趣旨の話をしました。」と述べていることからすれば、Fは、「印刷トラブル」を解決するという業務上の必要性から、請求人に対し休日出勤を要請し、電話口で請求人との間にトラブルを生じたものとみるのが相当であり、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。

請求人及びFの申述によれば、請求人は電話においてFから休日出勤を強く要請され、結果的に休日出勤せざるを得なかったことは推認されるが、一件記録を精査するも、当該電話における出勤要請は、業務上の必要性から行われたものであり、また、同トラブルを契機として、その後の業務に支障が及んだといった事情も見受けられないことから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「強」とまではいうことができず、「中」ととどまるものと判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日にもFから請求人に対し休日出勤を要請する電話があり、このことが請求人にとってストレスであった旨主張している。しかしながら、一件記録を精査するも、同日に電話をかけてきた者がFであったかは不明であり、また、請求人は、同日の休日出勤要請を結果的に断ることができていることも併せ鑑みると、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 上記②の主張について

平成〇年〇月〇日付けGクリニックH医師作成の意見書、同月〇日付けI整形外科J医師作成の意見書及び同年〇月〇日付けK病院L医師作成の意見書によれば、(a)請求人は、平成〇年〇月〇日に「左肩腱板損傷」を受傷後、同年〇月〇日になって初めてGクリニックに受診していること、(b)治療内容は、薬物療法であり、手術はしていないこと、(c)平成〇年〇月〇日にK病院に受診後、同年〇月〇日までの約〇か月もの期間、受診歴がなかったことが認められる。

以上(a)ないし(c)を総合的に勘案すると、請求人の「左肩腱板損傷」の程度は、重症とまではいい難く、当審査会としては、この出来事は、認定基準別表Iの具体的出来事「病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

ウ 上記③の主張について

上記③の主張は、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものであるが、同項目は、「他の項目で評価されない場合のみ評価する。」とされていることから、同主張については評価することはできない。

なお、監督署長及び審査官は、請求人が「機械整備」に従事した日(例えば、平成〇年〇月〇日)に関しては、就業規則どおり、〇時間〇分の休憩時間を確保したものとみなして労働時間集計表を作成しているが、このような機械整備の日に、〇時間〇分もの休憩時間を取得できたものとは想定し難く、

同○時間○分を手待ち時間として労働時間に算入しても、評価期間において、月80時間以上の時間外労働時間が認められる期間はなく、認定基準別表1に定める「恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）」に該当しないことは明らかであるから、この点からしても、上記主張を採用することはできないものである。

エ 以上のおおりに、当審査会としては、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つ、その他「弱」の出来事が認められるものの、全体評価も「中」であって「強」には至らないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおおりにあるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおおりに裁決する。